

* * * ご案内 * * *

◎ 当院は、以下の通りの届出を行い、厚生労働大臣が定める看護を行っている保険医療機関です。

施設基準の届出

1. 基本診療料

・精神病棟入院基本料 受理番号(精神入院)第2114号 算定開始 平成25年 6月 1日

内 訳 等 精神15対1入院基本料 (看護師の割合が4割以上7割未満)
(夜勤看護職員数2人以上、入院患者様との比率35:1以上)
1~2階西病棟において1日に15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
尚、当基本料を算定している各病棟の時間帯毎の配置(職員1人当たりの患者様受持数)は次のとおりです。
・ 8:30~17:00まで(日勤帯) 看護職員1人当たり 7人以内です。
・ 16:30~ 1:00まで(準夜帯) 看護職員1人当たり35人以内です。
・ 0:30~ 9:00まで(深夜帯) 看護職員1人当たり35人以内です。

・精神療養病棟入院料 受理番号(精 療)第40号 算定開始 平成26年 4月 1日

内 訳 等 看護職員の割合が5割以上、看護職員のうち看護師の割合が2割以上
1~3階東病棟において入院患者様15人に対して1人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)を配置おり、
1日に12人以上の看護要員が勤務しています。(夜勤帯2人以上、内看護職員が1人以上)
尚、当入院料を算定している各病棟の時間帯毎の配置(職員1人当たりの患者様受持数)は次のとおりです。
・ 8:30~17:00まで(日勤帯) 看護要員1人当たり 8人以内です。
・ 16:30~ 1:00まで(準夜帯) 看護要員1人当たり30人以内です。
・ 0:30~ 9:00まで(深夜帯) 看護要員1人当たり30人以内です。

・認知症治療病棟入院料 受理番号(認知1)第25号 算定開始 平成26年 5月 1日

内 訳 等 当病棟において入院患者様20人に対して1人以上の看護職員(内、2割以上が看護師)を配置しています。
又、入院患者様25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。(夜勤帯2人以上、内看護職員1人以上)
尚、当病棟の時間帯毎の配置(受持数)は次のとおりです。
・ 8:30~17:00まで(日勤帯) 看護職員1人当たり 9人以内、看護補助者1人当たり10人以内です。
・ 16:30~ 1:00まで(準夜帯) 看護職員1人当たり60人以内、看護補助者1人当たり60人以内です。
・ 0:30~ 9:00まで(深夜帯) 看護職員1人当たり60人以内、看護補助者1人当たり60人以内です。

・看護補助加算 受理番号(看 補)第2791号 算定開始 令和 7年 5月 1日

内 訳 等 看護補助加算2
看護補助体制充実加算1
1~2階西病棟において入院患者様50人に対して常時1人以上の看護補助者を配置しています。

・診療録管理体制加算3 受理番号(診療録3)第79号 算定開始 平成21年 3月 1日

・精神科救急搬送患者地域連携受入加算 受理番号(精救急受入)第14号 算定開始 平成24年 8月 1日

・精神科応急入院施設管理加算	受理番号 (精 応) 第 7 号	算定開始	平成13年 4月 1日
・看護配置加算	受理番号 (看 配) 第2612号	算定開始	平成30年 3月 1日
・後発医薬品使用体制加算2	受理番号 (後発使2) 第121号	算定開始	令和 6年 8月 1日
・精神病棟入院時医学管理加算	受理番号 (精 入 学) 第 10 号	算定開始	令和 2年 2月 1日
・データ提出加算1・データ提出加算3	受理番号 (デ ー タ 提) 第 250 号	算定開始	令和 7年 1月 1日

2. 特掲診療料

・薬剤管理指導料	受理番号 (薬) 第 77 号	算定開始	平成 8年 1月 1日
・医療保護入院等診療料	受理番号 (医療保護) 第 10 号	算定開始	平成16年 4月 1日
・重度認知症患者デイ・ケア料	受理番号 (認 デ) 第 17 号	算定開始	平成27年 5月 1日
・精神科作業療法	受理番号 (精) 第 47 号	算定開始	令和 3年11月 1日
・精神科デイ・ケア料	受理番号 (デ ・ 小) 第 57 号	算定開始	令和 4年 6月 1日
・精神科ショート・ケア料	受理番号 (シ ョ ・ 小) 第 31 号	算定開始	令和 4年 8月 1日
・コンピューター断層撮影 (CT撮影)	受理番号 (C ・ M) 第 578 号	算定開始	平成28年 5月 1日
・療養生活継続支援加算	受理番号 (療 活 継) 第 22 号	算定開始	令和 5年11月 1日
・早期診療体制充実加算	受理番号 (早 充 実) 第 3 号	算定開始	令和 6年 6月 1日
・クラウン・ブリッジ維持管理料	受理番号 (補 管) 第1550号	算定開始	平成14年 7月 1日
・歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	受理番号 (歯 初 診) 第1270号	算定開始	平成31年 2月 1日
・CAD / CAM 冠	受理番号 (歯 CAD) 第1227号	算定開始	令和 3年 5月 1日
・酸素の購入価格	受理番号 (酸 単) 第13548号	算定開始	令和 7年 4月 1日
・外来・在宅ベースアップ評価料	受理番号 (外 在 ベ I) 第 272 号	算定開始	令和 6年 6月 1日
・歯科外来・在宅ベースアップ評価料	受理番号 (歯外在ベI) 第 111 号	算定開始	令和 6年 6月 1日
・入院ベースアップ評価料	受理番号 (入 ベ 15) 第 5 号	算定開始	令和 8年 1月 1日

3. その他基準の届出

・入院時食事療養 (I) 受理番号 (食) 第1235号 算定開始 平成18年 4月 1日

* 管理栄養士により管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降) ・適温で提供しております。

* 自己負担は右記の通り必要となります。

一 般	510円/食	
市 民 税	90日までの入院	240円/食
非 課 税	90日を超える入院	190円/食
世 帯 等	老齢福祉年金受給者	110円/食

・食 堂 加 算
・特 別 食 加 算
病床1床当たり0.5㎡以上の床面積を有する食堂において食事をご提供。自己負担はありません。
厚生労働大臣が定める基準による特別食を管理栄養士の管理の下、提供しております。

◎ 当院では、受付横掲示板に別掲の項目について、その利用量、利用回数、入院日数に応じた保険外負担金をお願いしています。但し、介護料や衛生材料費など治療 (看護) 行為及びそれに密接したサービス等は、患者様から費用を徴収することはありません。また、施設管理費、雑費など曖昧な名目での費用の徴収も認められておりませんので行っておりません。

(その他、ご不明な点等ございましたらお気軽に窓口へおたずね下さい。)

医療法人 福知会 もみじヶ丘病院 院長